

阪南市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阪南市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、地域貢献活動の一環として、雑誌スポンサーに情報発信の場を提供するとともに財源を確保し、雑誌コーナーの充実をもって、地域への図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサーの資格)

第3条 雑誌スポンサーになることができる者は、企業、商店、団体及び個人とする。ただし、次の各号に該当するものは、雑誌スポンサーとなることができない。

- (1) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (2) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの
- (3) 暴力団または暴力団の構成員その他これらに準ずるもの
- (4) 阪南市立図書館の館長（以下「館長」という。）が適当でないと認めるもの

(雑誌の選定)

第4条 雑誌スポンサーになろうとする者は、図書館が作成した「雑誌リスト」の中から提供雑誌を選択する。

2 前項の「雑誌リスト」以外の雑誌について、スポンサーとなる希望がある場合は、次の各号に該当してはならない。

- (1) 第8条に掲げる各号に該当する雑誌
 - (2) その他図書館資料として館長が適当でないと認める雑誌
- (申込み及び決定)

第5条 雑誌スポンサーになろうとする者は、阪南市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）を館長に提出するものとする。この場合において、同一の雑誌について複数の申込みがあったときは、申込みの早い者を優先するものとする。

2 前項の申込みを受けた館長は、その内容を審査し、適正と認めるときは、雑誌スポンサーに対し、阪南市立図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(雑誌購入費)

第6条 雑誌スポンサーは、前条の規定により決定を受けた雑誌の購入費用を支払うものとし、その方法については、館長と協議をするものとする。

(特典)

第7条 館長は、第5条第2項の規定により雑誌スポンサーを決定したときは、次の各号の特典を与えることができる。

- (1) 当該雑誌の表紙、当該雑誌を配置する書架等に雑誌スポンサーの氏名（会社名を含む。）、雑誌裏表紙に広告、その他館長が適当と認める事項を表示することができる。

(2) 雑誌スポンサーが市外在住の個人の場合は、阪南市立図書館管理運営規則第7条第3項の規定により、雑誌スポンサーである期間は個人貸出しを受けることができる。

(雑誌スポンサーの広告内容)

第8条 広告の内容は、市行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、利用者に不利益を与えないものとし、その内容が次のいずれかに該当または該当するおそれがあるときは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反しているもの
- (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 虚偽であるものまたは誤解されるおそれのあるもの
- (6) 内容または責任の所在が不明確なもの
- (7) 意見広告（社会問題その他についての主義または主張に当たるもの）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

(雑誌スポンサーとなる期間)

第9条 雑誌スポンサーとなることができる期間は、館長が第5条第2項の規定により雑誌スポンサーとして決定した日の属する月又はその月の翌月から当該年度の3月までとする。ただし、雑誌スポンサーが継続を希望する場合は、1年単位でその期間を延長することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。